（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二中「（指図証券）」、「（記名式所持人払証券）」、「（その他の記名証券）」、「（無記名証券）」及び「（定義）」を削り、同項第十二号中「（定義等）」及び「（営業の免許）」を削り、「次条第六項第一号の三」を「次条第六項第三号」に改め、同項第十七号中「（定義）」を削り、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　当該信用協同組合の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の八第五項中「（定義）」を削り、同条第六項第一号イ中「（権利の帰属）」を削り、同号ロ中「（短期投資法人債に係る特例）」を削り、同号ハ中「（全国連合会の短期債の発行）」を削り、同号ニ中「（短期社債に係る特例）」を削り、同号ホ中「（定義）」を削り、同号ヘ中「（短期農林債の発行）」を削り、同号ト中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号の二中「（定義）」及び「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を削り、同項第二号の二から第四号までの規定中「（定義）」を削り、同条第七項第一号中「（通則）」を削り、同項第二号中「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を削り、同項第三号中「（兼営の認可）」を削り、同項第四号中「（信託の方法）」を削り、同条第八項中「（商号）」を削る。

第九条の九第六項中「第二号から第七号まで」を「第七号から第十二号まで」に改め、同項第一号中「第二十四号」を「第二十五号」に改め、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号を同項第十一号とし、同項第五号中「（信託の方法）」を削り、同号を同項第十号とし、同項第四号中「（兼営の認可）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第三号中「（金融機関の有価証券関連業の禁止等）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第二号中「（通則）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第一号の五を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　当該協同組合連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該協同組合連合会の行う第一項第一号又は第二号の事業に係る経営資源を主として活用して行う事業であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する事業として内閣府令で定めるもの

第九条の九第六項第一号の四中「（信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）」及び「（信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第七項中「次条第六項第五号及び第六号」を「次条第六項第十号及び第十一号」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第六条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条の二第一項第一号及び第八項を除き、」を削る。

第三条第一項第二号中「第九条の九第六項第一号の三」を「第九条の九第六項第三号」に改める。

第四条第一項中「この条から第四条の四まで及び第四条の六において」を削り、同条第二項中「又は第百四十八条第一項」を「（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）」に改める。

第四条の二第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第一号中「（第八項において「信用協同組合等」という。）」を削り、「会社に限る」を「ものに限る」に改め、同号イ中「第八項において「従属業務」という。）」を削り、同項第二号中「当該会社の議決権を、」を削り、「並びに次条第七項及び第九項」を「及び第四号並びに第四条の三第七項及び第八項」に、「合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第三号中「前三号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「（持株会社）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号の二中「次条第一項」を「第四条の三第一項」に改め、「、当該会社の議決権を」を削り、「、同条第一項に規定する」を「その」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

五　前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合の行う当該信用協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業の高度化若しくは中小企業等協同組合の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

第四条の二第二項中「又は第二号の二」を「から第四号まで」に改め、同条第三項中「子会社対象会社のうち、第一項第三号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、「この条」の下に「及び第十二条第一項第二号の二」を、「とき」の下に「（第一項第五号に掲げる会社（内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第四項中「となる」を「（第一項第五号に掲げる会社（前項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）にあつては、当該信用協同組合又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」に改め、同条第五項中「その」を「現に」に改め、同条第八項を削り、同条第七項中「信用協同組合が」の下に「前項の規定により定款で定めた」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項の規定により」を「第三項の規定による認可を受けて」に、「又は前項の規定によりその」を「第四項ただし書の規定による認可を受けてその子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社としようとするとき、又は第五項において準用する第三項の規定による認可を受けて現に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　信用協同組合は、当該信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該信用協同組合の子会社及び第一項第五号に掲げる会社（第三項に規定する内閣府令で定める会社を除く。以下この項において同じ。）を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（信用協同組合による信用協同組合グループの経営管理）

第四条の二の二　信用協同組合（子会社対象会社を子会社としているものに限る。）は、当該信用協同組合の属する信用協同組合グループ（信用協同組合及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2　前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一　信用協同組合グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二　信用協同組合グループに属する信用協同組合及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整